

茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度 宣言事業者募集中！

わたしたちは、
外国人不法就労者を

- 雇わず、
- 雇わせず、
- 見過ごしません！



宣言します！



⇒ 詳しくは裏面をご覧ください



茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

～茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度について～

○ 外国人材適正雇用推進宣言について

- ・ 茨城県はこのたび、「外国人材適正雇用3原則」を次のとおり定めました。

不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない。

- ・ 御賛同いただける県内の事業者、業界団体等の方につきましては、上記の宣言を行った上で、知事に申し出ることができます。

○ 対象者

茨城県内に事務所、事業所その他の場所を置く者

※ 詳細についてはホームページを御確認ください。

<事業者の方からよくいただく御質問>

【Q1】本社が茨城県外にあるが大丈夫か？

→茨城県内に所在する事業所（支社・支店）等については宣言いただけます。

【Q2】外国人材を雇用していないが対象になるのか？

→外国人材を雇用していなくとも宣言いただけます。



○ 県に申出を行った方には…

- ・ 専用のステッカー（宣誓者標章）を配付いたします。
 - ※ 出入口など、なるべく人目に付く場所に御掲示をお願いします。
 - ※ ステッカーを複数枚御希望の場合は、掲示する場所ごとに宣言・申出をお願いします。
- ・ 県ホームページで、申出者を公表いたします（希望する方のみ）。

○ 宣言（申出）による主なメリット

- ・ 企業イメージ、取引先等からの信頼度の向上
- ・ 県ホームページ掲載による企業のPR 等

○ 申出の方法

- ・ 「外国人材適正雇用推進宣言申出書」に必要事項を御記入の上、下記の申出書の提出・お問合せ先まで御提出をお願いいたします。

※ Eメール又は紙（郵送）で御提出いただけます。

- ・ 詳細については以下ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html>

【QRコードはこちら】



○ 申出書の提出・お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6（茨城県庁舎行政棟 16 階北側）

TEL：029-301-3849（直通）

E-mail：rousei8@pref.ibaraki.lg.jp



※ステッカー（宣誓者標章）のイメージ